

## 行財政局総務部法制課に合議を要する市会議案

(令和3年6月4日法制課長決定)

- 1 京都市公文書取扱規程第25条前段に規定する法制課長が定める市会議案は、次に掲げる事件に係る市会議案とする。
  - (1) 地方自治法（以下「法」という。）第96条第1項（第1号、第6号（適正な対価なくして財産を譲渡し、又は貸し付ける場合に限る。）、第9号、第10号、第12号及び第13号に限る。）に掲げる事件
  - (2) 法第238条の7第2項の規定による行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問
  - (3) 法第244条の4第2項の規定による公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問
  - (4) その他法規及び例規の解釈に関する事項又は異例な事項を含む事件であって法制課長が特に必要があると認めるもの
- 2 市会議案に係る決定書案の起案責任者は、当該事件が法規及び例規の解釈に関する事項又は異例な事項を含むもの（前項各号に該当するものを除く。）であって必要があると認めるときは、法制課長と事前協議を行うものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この取決めは、決定の日から実施する。

(関係する取決めの廃止)
- 2 行財政局総務部法制課に合議を要しない市会議案（平成21年12月28日法制課長決定）は、廃止する。